○厚生労働省経済産業省告示第二号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、令和三年厚生労働省・経済産業省告示第一号（中小企業等の経営強化に関する基本方針）の一部を次の表のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第７　中小企業の事業継続力強化	第７　中小企業の事業継続力強化
１　単独で行う事業継続力強化の内容に関する事項	１　単独で行う事業継続力強化の内容に関する事項
一～三　（略）	一～三　（略）
四　事業継続力強化に資する対策及び取組	四　事業継続力強化に資する対策及び取組
次の(1)から(7)までに掲げる事項について、二に基づく自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、自らの経営状況等を踏まえ、効果的な対策及び取組を選択して実施するものとする。	次の(1)から(7)までに掲げる事項について、二に基づく自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、自らの経営状況等を踏まえ、効果的な対策及び取組を選択して実施するものとする。
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）
(6)　委託事業者、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力	(6)　親事業者、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力
(7)　（略）	(7)　（略）
五　自然災害等が発生した場合における対応手順の決定・共有	五　自然災害等が発生した場合における対応手順の決定・共有
イ　（略）	イ　（略）
ロ　具体的には、例えば、従業員やその家族の安否確認方法、設備等の安全な停止方法、施設や設備等、在庫や中間財等の被害の把握方法、災害対策本部の設置等社内の緊急時体制の構築方法、中小受託事業者や地方公共団体、商工団体等の関係機関への被害状況の共有方法等が挙げられる。	ロ　具体的には、例えば、従業員やその家族の安否確認方法、設備等の安全な停止方法、施設や設備等、在庫や中間財等の被害の把握方法、災害対策本部の設置等社内の緊急時体制の構築方法、下請や地方公共団体、商工団体等の関係機関への被害状況の共有方法等が挙げられる。
六～九　（略）	六～九　（略）
十　委託事業者、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力	十　親事業者、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力
中小企業者にとって、様々な経営課題の中で、事業継続力強化に対する優先順位は必ずしも高くない。また、中小企業者が自力で全ての事前対策を講ずることは一定の限界があるため、中小企業者を取り巻く関係者（以下「関係者」という。）による働きかけや支援が重要となる。	中小企業者にとって、様々な経営課題の中で、事業継続力強化に対する優先順位は必ずしも高くない。また、中小企業者が自力で全ての事前対策を講ずることは一定の限界があるため、中小企業者を取り巻く関係者（以下「関係者」という。）による働きかけや支援が重要となる。
事業継続力強化を行う関係者としては、独立行政法人中小企業基盤整備機構のほか、例えば、サプライチェーンにおける委託事業者、損害保険会社、民間金融機関、政府関係金融機関、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等が挙げられ、これら関係者による取組としては、次のようなものが想定される。	事業継続力強化を行う関係者としては、独立行政法人中小企業基盤整備機構のほか、例えば、サプライチェーンにおける親事業者、損害保険会社、民間金融機関、政府関係金融機関、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等が挙げられ、これら関係者による取組としては、次のようなものが想定される。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　サプライチェーンにおける委託事業者が行う、中小受託事業者へのセミナー等を通じた普及啓発、事業継続力強化に向けた取組への支援、協力会や業界単位での取組の支援等	ロ　サプライチェーンにおける親事業者が行う、下請中小企業者へのセミナー等を通じた普及啓発、事業継続力強化に向けた取組への支援、下請協力会や業界単位での取組の支援等
ハ～ヘ　（略）	ハ～ヘ　（略）